

愛知県内で
自転車を利用する
皆様へ 

自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

条例の基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、身近な交通手段であり有用な自転車の利用にあたり、車両として道路交通法等の遵守が図られ、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に安心して道路を通行できるようにすることが重要であるとの認識の下、社会全体で取り組むこと。

愛知県内で自転車を利用する皆様に、お願いしたいこと

令和3年4月1日施行

家庭や学校、企業等での自転車の安全で
適正な利用に関する教育・啓発

交通ルールの遵守・ 歩行者等への配慮

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努める
- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守
- 歩行者や他の車両の通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める

自転車の定期的な点検・ 交通事故防止対策等

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める
- 自転車に鍵をかける等の自転車の盗難防止対策に努める

令和3年10月1日施行

大人も子供も 乗車用ヘルメットを着用

- 自転車を利用するときには、乗車用ヘルメットを着用するよう努める

4月1日から
ヘルメットの購入補助制度スタート！
詳しくは裏面をご参照ください

自転車損害賠償責任保険 等への加入 **義務**

- 自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない

あなたはもう加入していますか？
自転車損害賠償責任保険等の加入について
詳しくは裏面をご参照ください

自転車損害賠償責任保険等への加入

10月1日から義務化

自転車利用者が交通事故の加害者となる高額賠償事例が発生しています。万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。

高額賠償事例：9,521万円（日本損害保険協会 Web ページより）
男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）

自転車損害賠償責任保険等の加入状況確認シート

自転車損害賠償責任保険等は、自動車保険や火災保険、傷害保険等、他の保険の特約として付帯されている場合もあります。まずはご自身や御家族の加入状況を確認しましょう。（御家族が加入されている保険等で補償対象となっている場合もあります。）

自転車利用中の事故により他人に怪我をさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険等に参加していますか？
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。（期限あり）

はい

わからない

いいえ

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに参加していますか？

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険（学校（PTA含む）や職場で加入する保険）のいずれかに参加していますか？

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか？（名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。）

はい

わからない

いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険等に参加しています。

保険証券等をご用意の上、ご加入の保険会社に御確認ください。相当する補償がない場合は加入が必要です。

自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。

自転車乗車用ヘルメットの購入補助制度

県内市町村と協力し「自転車乗車用ヘルメット購入補助制度」を実施します。（一部市町村を除く）
受付開始時期は各市町村で異なりますので、詳しくはお住いの市町村へお問い合わせください。

対象者：県内在住の以下の者

- ①2023年3月31日現在で満7歳以上満18歳以下である児童生徒等
- ②2023年3月31日現在で満65歳以上である高齢者

補助率：ヘルメット購入金額の1/2（1個あたり上限2,000円）
（ただし市町村独自で上乗せ補助を行う場合あり）



問合せ：愛知県防災安全局県民安全課
電話：052-954-6177（ダイヤルイン）